

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月28日

【会社名】 株式会社U E X

【英訳名】 U E X , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 押 本 俊 明

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 岸 本 則 之

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番24号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長押本俊明及び最高財務責任者である専務取締役岸本則之は、当社及び連結子会社（以下、「当社企業集団」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

代表者及び最高財務責任者は、平成23年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。この評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

評価に当たっては、当社企業集団について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象とし、統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しました。

評価範囲の決定に当たっては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスについては連結売上高の89.4%を占める当社を重要な事業拠点として選定しました。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は、「売上高」、「売掛金」及び「たな卸資産」であります。

評価手続としては、評価の対象として業務プロセスを分析し内部統制上の要点を選定した上で、内部監査室等が試査による評価、関連文書の閲覧、当該プロセスに係る担当者への質問、業務の観察等を実施しました。

3【評価結果に関する事項】

代表者及び最高財務責任者は、上記の評価手続を実施した結果、平成23年3月31日現在における当社企業集団の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。